

令和 6 年第 2 回久万高原町議会定例会

令和 6 年 6 月 1 2 日

○議事日程

令和 6 年 6 月 1 2 日 午前 9 時 3 1 分開議

- | | | |
|--------|-----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 5 4 号 | 久万高原町税条例の一部を改正する条例に関する専決処分について |
| 日程第 2 | 議案第 5 5 号 | 令和 5 年度久万高原町訪問看護事業特別会計補正予算（専決第 1 号）の専決処分について |
| 日程第 3 | 議案第 5 6 号 | 令和 5 年度久万高原町下水道事業会計補正予算（専決第 1 号）の専決処分について |
| 日程第 4 | 議案第 5 7 号 | 久万高原町保健センター条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 5 8 号 | 久万高原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 5 9 号 | 久万高原町立老人保健施設あけぼのの使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 6 0 号 | 久万高原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 6 1 号 | 令和 6 年度久万高原町一般会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 9 | 議案第 6 2 号 | 令和 6 年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 10 | 議案第 6 3 号 | 令和 6 年度久万高原町訪問看護事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 11 | 議案第 6 4 号 | 令和 6 年度久万高原町凶荒予備事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 12 | 議案第 6 5 号 | 令和 6 年度久万高原町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 13 | 議案第 6 6 号 | 令和 6 年度久万高原町下水道事業会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 14 | 議案第 6 7 号 | 久万高原町過疎地域持続的発展計画の変更について |
| 日程第 15 | 議案第 6 8 号 | 久万高原町辺地総合整備計画の変更について |

- 日程第16 議案第69号 動産の取得について
- 日程第17 議案第70号 久万高原町固定資産評価員の選任について
- 日程第18 報告第3号 令和5年度久万高原町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第19 報告第4号 令和5年度久万高原町一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第20 報告第5号 令和5年度久万高原町簡易水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第21 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員（13名）

1番	熊代祐己	2番	高橋末廣
3番	光田優	4番	田村昭子
5番	瀧野志	6番	西山清一
7番	阪本雅彦	8番	大原貴明
9番	高橋誠	10番	大野良子
11番	森博	12番	岡部史夫
13番	玉井春鬼		

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

町長	河野忠康	副町長	佐藤理昭
教育長	小野敏信	総務課長	西村哲也
住民課長	菅和幸	保健福祉課長	中川茂俊
建設課長	猪上浩明	林業戦略課長	小野哲也
まちづくり戦略課長	高木勉	農業戦略課長	西森建次

会 計 管 理 者 藤 岡 和 雄

教 育 委 員 会 事 務 局 長 大 西 洋 三

代 表 監 査 委 員 菅 洋 志

病 院 事 業 等 統 括 事 務 長 沖 中 敬 史

消 防 本 部 消 防 長 大 野 秋 義

○議会事務局

事 務 局 長 渡 部 定 明

事 務 局	(朝 礼)
議 長	本日の出席議員は13名です。 定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。 (午前9時31分)
議 長	本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
議 長	日程第1、議案第54号「久万高原町税条例の一部を改正する条例に関する専決処分について」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 (菅住民課長を指名)
菅 課長	議案に基づき報告
議 長	提案理由の説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑される方はございませんか。 (岡部史夫議員を指名)
岡部議員	今回の減税については、非常に皆さんが注目しているところでありますが、1点お聞きしたいんですけれども、例えば令和6年中に子供が生まれたり、扶養親族が増えたりした場合の減税額は、どのようになるんですか。 できれば所得税、住民税それぞれ概要の説明をお願いできればと思います。
議 長	(菅住民課長を指名)
菅 課長	岡部議員の質疑にお答えします。

所得税につきましては、令和6年分の所得により判定をします。住民税につきましては、令和5年分の合計所得により判定をします。

この場合につきましては、所得税につき3万円の加算対象になりますが、住民税につきましては、対象外となります。

以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 そうしますと、例えば納税者、それから同一世帯の配偶者、扶養親族がお2人いる場合、こういった場合は所得税分が、例えば12万、住民税が4万、合計して16万の減税が受けられるという理解でよろしいですか。

議 長 (菅住民課長を指名)

菅 課長 岡部議員の質疑にお答えします。

質問されたとおり、合計して16万円の減税が受けられることとなります。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 最後になりますけれども、例えば住民税が2万1,000円となっている世帯の場合、通常で考えると、1人1万掛ける3名で3万円となりますけれども、この場合の対応はどうなるのでしょうか。

議 長 (菅住民課長を指名)

菅 課長 岡部議員の質疑にお答えします。

引き切れなかった部分につきましては、定額給付としまして、その後、通知を出しまして対応することとなっております。

以上でございます。

議 長 岡部議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書の規定によって、特に発言を許します。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 私が聞きしたのは、2万1,000円の住民税の場合、3名の世帯に
対象者がいる場合、通常3万円なんだけれども、この場合、3万円出せるけれども、
住民税額は2万1,000円しか課税がされないといった場合、端数整理も含
めてどうなりますかということをお聞きしています。

議 長 (菅住民課長を指名)

菅 課長 岡部議員の質疑にお答えします。

すみません、先ほど定額減税と言ったんですが、2万1,000円、世帯が
3人の方がいらっしゃいましたら、3万円引けるところを2万1,000円で、
9,000円が引けないような形となります。

その分につきましては、9,000円となりますが、繰り上げて1万円につ
きまして、調整給付として、その後、通知を出させていただいて、交付をさせ
ていただくという手続となります。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長	討論を終わります。 これより採決します。 お諮りします。 議案第５４号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。 （異議なしの声）
議 長	質疑なしと認めます。 したがって、議案第５４号「久万高原町税条例の一部を改正する条例に関する専決処分について」は、原案のとおり承認いたしました。
議 長	日程第２、議案第５５号「令和５年度久万高原町訪問看護事業特別会計補正予算（専決第１号）の専決処分について」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 （沖中病院事業等統括事務長を指名）
沖中事務長	議案に基づき説明
議 長	提案理由の説明が終わりました。 これより、質疑を行います。 質疑される方はございませんか。 （なしの声）
議 長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。 討論される方はございませんか。 （なしの声）

議 長	討論なしと認めます。 これより採決します。 お諮りします。 議案第５５号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。 （異議なしの声）
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第５５号「令和５年度久万高原町訪問看護事業特別会計補正予算（専決第１号）の専決処分について」は、原案のとおり承認しました。
議 長	日程第３、議案第５６号「令和５年度久万高原町下水道事業会計補正予算（専決第１号）の専決処分について」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 （猪上建設課長を指名）
猪上課長	議案に基づき説明
議 長	提案理由の説明が終わりました。 これより、質疑を行います。 質疑される方はございませんか。 （なしの声）
議 長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。 討論される方はございませんか。

	(なしの声)
議 長	討論なしと認めます。 これより採決します。 お諮りします。 議案第５６号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第５６号「令和５年度久万高原町下水道事業会計補正予算（専決第１号）の専決処分ついて」は、原案のとおり承認しました。
議 長	日程第４、議案第５７号「久万高原町保健センター条例の制定について」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。
	(中川保健福祉課長を指名)
中川課長	議案に基づき説明
議 長	提案理由の説明が終わりました。 これより、質疑を行います。 質疑される方はございませんか。
	(岡部史夫議員を指名)
岡部議員	先ほどの説明ですと、設置規定の見直し、それから名称、位置の改正というふうな御説明でしたけれども、当然、規則も存在すると思いますが、全面改正ということですので、これ以外に今後、内容が定義される規則、この中身につ

いても大幅に変わっているんでしょうか、変わった点があれば説明をお願いします。

議 長 （中川保健福祉課長を指名）

中川課長 岡部議員の質疑にお答えします。

現条例の第3条で、事業、各保健センターで実施する事業につきましては、今回、施行規則の方で設けて、運用したいという予定であります。

以上です。

議 長 （岡部史夫議員を指名）

岡部議員 私がお聞きしたのは、規則も改正されるのであれば、変わる内容を説明願いたいということをお聞きしたんです。規則の内容は変わらないということですか。

議 長 （中川保健福祉課長を指名）

中川課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

規則のほうの中で、保健センターが実施する事業のほうを明記して、運用したいと考えております。

以上です。

再度お答えいたします。

規則を改正して、事業を明記するようにしております。

以上です。

議 長 （岡部史夫議員を指名）

岡部議員 非常に分かりにくいんで、規則の改正については、従来とほぼ変わらないということであれば、そういう説明をしていただきたいんで、改正する内容があ

れば、これは後日、またお示しするという事なのか、そこだけ分かりやすく説明いただきたい。

今の説明では全く意味がなされないので、もう一度お願いします。

議 長 (中川保健福祉課長を指名)

中川課長 岡部議員の質疑にお答えします。

保健センターの施行規則のほうで、今回改正を行いまして、施行規則のほうで事業の実施について設けるということにしております。

以上です。

議 長 岡部議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書の規定によって、特に発言を許します。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 要は、今回の改正は条例の頭だけ変えて、あと規則については、変わらないんだったら変わらないということをおっしゃってください。

議 長 (中川保健福祉課長を指名)

中川課長 岡部議員の質疑にお答えします。

今回の条例改正に合わせまして、施行規則のほうも改正いたします。

以上です。

岡部議員の質疑に再度お答えします。

今回、条例改正におきまして、現行の条例には事業のほうも記載しておりますが、今回の改正によりまして、施行規則の中に事業改正、事業を盛り込む改正といたします。

以上です。

議 長	質疑ありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑を終わります。 お諮りします。 議案第５７号は、総務文教厚生常任委員会に付託のうえ審査することにした と思いますが、これに御異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第５７号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決 定しました。
議 長	日程第５、議案第５８号「久万高原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関 する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。 提案理由の報告を求めます。 (中川保健福祉課長を指名)
中川課長	議案に基づき報告
議 長	提案理由の説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑される方はございませんか。 (森 博議員を指名)
森 議員	今、５８号において、家庭的保育事業等の条例の改正、説明があったんです

けれども、町内には該当事業所はございませんということでありましたが、家庭的保育事業所とは、具体的にどのような事業を指すのかを、説明願ったと思います。

議 長 （中川保健福祉課長を指名）

中川課長 森議員の質疑にお答えします。

家庭的保育事業でございますけれども、こちらの事業といたしましては、内閣府のほうで平成27年4月からスタートさせた子ども・子育て支援制度によります。

内容でございますけれども、企業を中心として、多様な支援を用意したり、職員の処遇改善を行って、質の高い人材の確保を図るなど、子育て社会全体を支えることを目的とした事業でございます。

この制度によってできましたのが、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、訪問型の保育ということになります。

以上です。

議 長 （森 博議員を指名）

森 議員 ちょっと説明が分かりにくかったんですが、家庭的保育ということで、久万高原町内にありますこども園とか、そういった施設を構えての保育所、保育事業とは別に、個人の、自分の保育をされる方の御自宅であるとか、そういったところで、保育の必要なお子さんを預かって、小規模に保育を行う事業所という解釈でよろしいでしょうか。

議 長 （中川保健福祉課長を指名）

中川課長 森議員の質疑にお答えします。

森議員がおっしゃったように、保護者の自宅であるとか、専用の保育室などを使って、家庭的な環境で保育するというのが特徴でございます。

以上です。

議 長 （森 博議員を指名）

森 議員 主に都会のほうで、子供、共稼ぎ世帯で、預けたいけれども預けられないといった問題があつて、それを解決するために、保育士の免許等がある方が、個人的に少人数でも預かりますよといったところで、補完できる制度が主になると思うんですけれども、一部、保育所が近くにないところとかいった、僻地部分についても、そういった保育士免許を持った方が、家庭で行うことができるといった制度だというふうにも聞いております。

一応、私が確認させていただいたのは、この概要説明の中に、保育所の保育士の配置基準が厳しくなって、保育士をたくさん確保せないかんというふうな内容になっていると思いましたので、これが町内にあるこども園等にも適用されるなら、ちょっと大変だなと思って確認させていただいたんですけれども、その辺はないということで、安心いたしました。

以上でございます。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

（瀧野 志議員を指名）

瀧野議員 同じく議案第５８号の件ですが、これは、例えば保育士が足りないということで、人数を減額したということではないんですか。今、お聞きしよったら、いろいろな答弁をされよったが、単純に言うたら、そういうことではないんですか。

議 長 （中川保健福祉課長を指名）

中川課長 瀧野議員の質疑にお答えします。

瀧野議員おっしゃるとおり、保育士の確保というのが大前提ということで、

	あくまでも少人数で実施できるような保育事業という内容となっております。
議 長	(岡部史夫議員を指名)
岡部議員	家庭内保育事業と、通常言われるベビーシッター、これの違いについて、簡単に説明をいただきたいと思います。
議 長	(中川保健福祉課長を指名)
中川課長	岡部議員の質疑にお答えします。 こちらの地域型保育事業ですけれども、対象のほうは、ゼロ歳から2歳ということになっております。 今現在、人数のほうは、若干増えているというふうに認識をしております。 久万こども園のほうでも対応可能であるというふうに考えております。 以上です。
議 長	ほかに質疑ありませんか。 (岡部史夫議員を指名)
岡部議員	・・・にしか聞こえないんです。 ですから、今回の家庭的保育事業というものについて、担当部署として、しっかり認識がされてない中での、こういう提案のされ方をされるっていうのは、非常に議会としても不安に感じます。 ですから、今の私が申し上げた、いわゆる今回のこの説明いただいた事業と、ベビーシッターの違いは何ですかとお聞きしているんですが。 そこだったらもう、いとも簡単にお答えできるはずじゃないんですか。できないならできないと言ってください。分かりませんか。
議 長	暫時休憩をいたします。 (午前10時03分)

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き会議を行います。 (午前 10 時 09 分)

議 長 (中川保健福祉課長を指名)

中川課長 先ほどの私の答弁の中で誤りがございましたので、また改めてお答えいたします。

改正前と改正後ですけれども、人数の方がおおむね 20 人から 15 人、おおむね 30 人から 25 人ということで、保育所合わせて、条件が厳しくなっているということとなっております。

続きまして、岡部議員の質疑にお答えします。

ベビーシッターと家庭内保育事業の違いでございますけれども、家庭内保育は通常、日常的に行われる長期間の保育ということとなっております。親が働いている間とか、学校に行くまでの間などは、毎日、定期的に保育が行われるという位置づけとなっております。

家庭内保育のほうは、ベビーシッターよりも複数の子供を同時に世話することが多いといった状況となっております。また、兄弟姉妹や、他の家庭の子供たちも含まれることがあるということになっております。

家庭内保育の方は、保育士の資格を持っている方が求められる場合がございますが、家庭内保育所では、そういったことが求められないということになっております。ベビーシッターのほうは、そういうことが求められないということになっております。

以上です。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 何回聞いてもらちがあかんで、一応、私が質疑した内容なんですけれども、家庭内保育事業というのは認可事業であると。保育者 1 から 2 名に対して、子

供が３から５人の定員というのが、一般的でした。

ベビーシッターについては、これはあくまでも認可外保育施設に分類をされているということで、対象年齢もゼロから１２歳。そして、マンツーマン、１対１の関係だと、そういうふうに言っていただければすぐ分かるんですよ。

回りくどい、分かったような分からんような説明は、もうやめていただきたい。それでよろしいですか、町長。

議 長 （佐藤副町長を指名）

副 町 長 岡部議員の質疑にお答えをしたいと思います。

制度的なところ、限られた時間の中で課長が答弁いたしまして、一部分、岡部議員が分かりやすく追加もしていただいたというところでございます。

大変ありがとうございます。

議 長 質疑ありませんか。

（なしの声）

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第５８号は、総務文教厚生常任委員会に付託のうえ審査することにしたと思いますが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第５８号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

議 長 日程第６、議案第５９号「久万高原町立老人保健施設あけぼのの使用料及び手

数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

議案理由の報告を求めます。

(沖中病院事業等統括事務長を指名)

沖中事務長 議案に基づき報告

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
議案第59号は、総務文教厚生常任委員会に付託のうえ審査することにした
と思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第59号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決
定しました。

議長 日程第7、議案第60号「久万高原町指定地域密着型サービスの事業の人員、
設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定につい
て」を議題とします。
議案理由の報告を求めます。

(中川保健福祉課長を指名)

中川課長	議案に基づき報告
議 長	提案理由の説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑される方はございませんか。 (大野良子議員を指名)
大野議員	地域密着型サービス事業の人員とかいうのは、ホームヘルパーのことと理解をしたらよろしいでしょうか。
議 長	(中川保健福祉課長を指名)
中川課長	大野議員の質疑にお答えします。 地域密着型サービスですけれども、町のほうで、認知症対応型の共同生活介護であるとか、小規模多機能型居宅介護、また介護予防支援、居宅介護支援という事業となります。 ホームヘルパー事業ではございません。
議 長	ほかに質疑ありませんか。 (大野良子議員を指名)
大野議員	どこがどういうふうに変わったのかということが、大きく、端的に説明できるようなものがあれば、お願いしたいと思います。
議 長	(中川保健福祉課長を指名)
中川課長	大野議員の質疑にお答えします。的確にお答えしたいと思います。

まず、認知症対応型の共同生活介護につきましては、今回の改正内容が、協力医療機関との連携の構築、また感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携、そして小規模多機能型居宅介護におきましては、身体拘束等の適正化の推進、また、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保、職員の負担軽減に関する方策を検討するための委員会設置の義務づけ、また管理者の配置基準の見直し。

介護予防支援につきましては、介護予防支援事業者から指定を受けて行う介護予防支援を行う場合の取扱い、またほかのサービス事業との連携によるモニタリング、居宅介護支援につきましては、先ほどと同じく、ほかの事業所との連携によるモニタリング、また効率、公正中正のための見直し等でございます。

以上です。

議 長 （岡部史夫議員を指名）

岡部議員 居宅介護保険の居宅サービスと、それから地域密着型サービス、この大きな違いだけ、もう一度御答弁いただけませんか。

議 長 （中川保健福祉課長を指名）

中川課長 岡部議員の質疑にお答えします。

地域密着型介護サービスですけれども、まずは認知症対応型共同生活介護、主にグループホームと呼ばれるものですが、こちらの内容と、小規模多機能型居宅介護というのが、地域密着型介護予防サービスということになります。

居宅介護支援につきましては、先ほどと同じように、居宅介護合わせて予防に関わる、支援者に係る事業が居宅介護支援で、要介護に行われます事業のほうで、居宅介護サービスということになります。

以上です。

議 長 質疑ありませんか。

	(なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 お諮りします。 議案第 6 0 号は、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした いと思いますが、これに御異議ございませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第 6 0 号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決 定しました。
議 長	日程第 8、議案第 6 1 号「令和 6 年度久万高原町一般会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。
	(西村総務課長を指名)
西村課長	議案に基づき歳入・全般説明 議案に基づき歳出説明 (1 款 1 項 目) (2 款 1 項 目) (2 款 2 項 目) (2 款 3 項 目) (3 款 1 項 目) (3 款 2 項 目) (4 款 1 項 目) (4 款 2 項 目)

	(6 款 1 項 目)	
	(6 款 2 項 目)	
	(7 款 1 項 目)	
	(8 款 1 項 目)	
	(8 款 2 項 目)	
	(8 款 4 項 目)	
	(9 款 1 項 目)	
	(1 0 款 1 項 目)	
	(1 0 款 2 項 目)	
	(1 0 款 3 項 目)	
	(1 0 款 4 項 目)	
	(1 0 款 5 項 目)	
	(1 0 款 6 項 目)	
議 長	ここでしばらく休憩をいたします。 1 0 時 4 5 分まで。 (休 憩)	(午前 1 0 時 3 3 分)
議 長	午前中に引き続き、会議を開きます。	(午前 1 0 時 4 4 分)
議 長	提案理由の説明が終わりました。 これより、質疑を行います。 質疑される方はございませんか。 (岡部史夫議員を指名)	
岡部議員	予算書の 1 2 ページですかね、概要書でいくと 1 0 ページの総務費のところでお伺いをしたいと思います。 財産管理費の中で設計委託料を計上されております。これは、久万広域森林	

組合、久万事業所地すべり対策設計業務、こういうことが提案されており、必要な予算は確保すべきだと考えますが、ただ、形状からして、一部盛土があるように見えますが、活動崩落、いわゆる地滑りの変動、こういった心配はどの程度あるのでしょうか、お聞きをします。

議 長 （西村総務課長を指名）

西村課長 岡部議員の質疑にお答えします。

今回の予算計上につきましては、総務課で計上しておりますが、事業実施のほうが林業戦略課となりますので、林業戦略課長のほうから答弁をさせたいと思いますが、よろしいでしょうか。

議 長 （小野林業戦略課長を指名）

小野課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

該当箇所は、地滑りブロックが存在しており、この上に盛土が施工されております。その下にある地滑りブロックが主たる要因であると、前年度のボーリング調査によって判明をいたしております。

盛土は滑動崩落、いわゆる地滑りの変動の要因にはなっていないことが確認されております。

以上でございます。

議 長 （岡部史夫議員を指名）

岡部議員 既に初動の調査の段階で、そういった諸々の心配されることは、既にもう確認済みだという答弁でしたけれども、このボーリング調査を含めて672万8,000円という、かなり高額な費用でございますけれども、当然、これは工事費は入っていないと考えますが、設計業務委託の今回発注の主な工事内容といえますか、業務委託内容について、説明をお願いします。

議 長 (小野林業戦略課長を指名)

小野課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

この地滑り対策の設計業務内容でございますが、設計業務といたしまして、排水溝、それと、のり面工、それと地質調査業務で、土質のボーリング調査、それから地表の変位観測等がございます。

以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 こういう地滑り関係のところでの関係法令で、平成18年4月に宅地造成等規制法の改正が行われておりますけれども、これらの適用を受ける対策の工事になるのかならないのかをお伺いします。

議 長 (小野林業戦略課長を指名)

小野課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

当地区においては、法による規制区域に指定されていないため、法の適用を受ける対象工事にはなりません。

以上でございます。

議 長 ほかにありませんか。

岡部議員の本件に関する質疑は既に制限回数3回を超えていますが、会議規則第55条ただし書の規定によって、特に発言を許します。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 今回のような地滑りに関する対策工事、実は町内の様々なところで行われておりますが、人命の安全上として、対策工事に必要がある箇所であっても、町内においては2戸以上など、幾つかの手續の条件が存在をすることになります。

そういったことで、危険にさらされている人家が町内に数多く存在をしているところでもあります。

今回の地滑り対策工事を実施することを踏まえて、今まで、地滑り対策工事が見送られていた、人が住む家屋に係る対策工事の基準、こういったところを早急に見直しをして、該当箇所へのタイムラインの連絡を含めて、最低限の対応ができるような、安心安全のまちづくり施策を進めるべきではないでしょうか、お伺いをします。

議 長 （猪上建設課長を指名）

猪上課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

議員が言われます、人が住む家屋に係る対策工事については、現在まで愛媛県が実施しております急傾斜地崩壊対策事業、また、町が県単独事業により実施しておりますがけ崩れ防災対策事業で対応をしております。

しかし、これらの補助事業についても、採択要件を満たす必要があることから、先ほど、岡部議員さん言われましたとおり、補助対象にならないということがあります。

町民の生命財産を守ることは町の責務であり、何らかの対策は必要と考えておりますので、今後、研究したいと考えております。

以上です。

議 長 （岡部史夫議員を指名）

岡部議員 従来の答弁より、一步踏み込んだ答弁をいただいております。なぜこのようなことを申し上げるかと言うと、今後、高齢者世帯、そして独居世帯、ひとりの世帯がかなり増えてまいります。

そして、周辺は全部空き家になると、そういった状況も非常に、今後もそういった傾向が進んでいくというふうに見られます。そういう中で、何百万、何千万という補助事業を使ってやるのではなく、やっぱり対象地域でなかったも、その恐れがある場合は、しっかりと住民の声を聞いて、そして先ほどのタイム

ラインも含めて、その該当世帯、お年寄りの方を含め、安心安全につながるような、初期的な対策も含め、対応をぜひ心がけていただきたいと思います。

それから、今回の予算に関して、町のハザードマップを改めて確認し、地滑り地域、土石流地域などは確認はできましたが、不動産取引等において、2020年から自治体のハザードマップが必要となっております。

過去には、直瀬地区で線状降水帯等による大雨と、土石流による堰などによって、下流地域が浸水した事例がありますが、洪水関係による心配な区域の明記はされているのでしょうか。

議 長 （西村総務課長を指名）

西村課長 岡部議員の質疑にお答えします。

町におきまして、令和2年度に久万高原町防災マップを作成しております。そのマップに明記はしております。今後また、見直し等も必要になってくることもございますので、随時、修正等もかけていったらというふうに考えております。

以上でございます。

議 長 ほかにありませんか。

（森 博議員を指名）

森 議員 今回の危機管理関連でございますが、総務費の補正には、今回、上がってはおりませんが、災害時の孤立集落の支援について、お伺いします。

先日、6月9日付の愛媛新聞にも掲載されておりましたが、災害時に孤立集落が発生した場合の対策として、飲料水や食料などの備蓄強化、ドローンによる物資輸送や孤立状態の把握、衛星インターネットを活用した通信確保などが挙げられておりました。

本町内で災害時の孤立が予想される場所への支援対策としての備蓄の場所、方法、内容、災害時の孤立地区となる地区との通信手段などについて、お伺い

いたします。

議 長 （西村総務課長を指名）

西村課長 森議員の質疑にお答えします。

まず、備蓄の関係でございますが、食料、飲料水を、計画に基づきまして防災センター、各支所等に備蓄をしております。

また、飲料水等につきましては、断水の可能性もございますので、給水タンクですとか、手動式の浄水器も整備を行っているところでございます。

また、停電対策としましては、各指定避難所に発電機を1台整備しており、本年度において、指定避難所には蓄電池の整備も計画をしております。

それと、通信の関係でございますが、災害時の通信手段としましては、町が従来から整備をしております防災行政無線のアンサーバックを活用しての通信方法、それと本年度、整備を行いました、I P無線を使った無線機、それと企業版ふるさと納税を活用しまして整備しました、衛星電話を配備するようにしております。

まだ十分配備ができていない部分がございますが、順次、これから各支所、各避難所等に整備を進めていきたいというふうに考えております。

また、ドローンの関係でございますが、孤立地区の情報収集の方法としまして、ドローンを活用した方法がございます。ドローン自体が今、本庁に4基、消防署の方に1基ございますので、有事の際には、そちらも活用して、情報収集等、災害状況の把握に努めたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長 （森 博議員を指名）

森 議員 今、説明いただいたように、町としてもいろいろな備蓄、それから通信関係の整備もされているようでございます。

そういった施設整備のほうは進んでおるようでございますが、地域のほうがそれを使用できないと、いざというときに役に立たないということで、例えば

防災無線のアンサーバックであるとかの使用でありますとか、先ほど言った I P 電話、それから衛星電話等も、使ってみないと、いざというときに使えないと思いますので、そういったものも使えるような訓練といいますか、備蓄場所の確認等、通常、周知訓練をお願いしたらと思います。

その辺り、よろしくお願いします。

議 長 （西村総務課長を指名）

西村課長 森議員の質疑にお答えします。

機器は整備しましても、使い方が分からないと宝の持ち腐れになってしまいますので、先般 6 月 2 日に直瀬地区で土砂災害の防災訓練等も実施しました。その際には、I P 無線、そういったものも活用しておりますし、毎年それぞれの地域で自主防災会、自主防災組織での訓練等においては、アンサーバックの使い方も、また訓練等を行っております。

今後、いつ災害が起こるか分かりませんので、町としましては、計画的に訓練等を実施して、機器の取扱いについて、周知をしていこうというふうに考えております。

以上でございます。

議 長 ほかにありませんか。

（岡部史夫議員を指名）

岡部議員 今回、平成の大合併 20 周年記念の予算が組まれておりますけれども、この合併につきましては、大勢の町民の方々が、様々な利害関係を乗り越えて成し遂げた、平成の大合併の 20 周年記念行事、こういったことを町民が一致団結した、心に残る式典となる企画としていただきたいと思います。今回の記念行事の基本テーマは何でしょうか。

議 長 （西村総務課長を指名）

西村課長

岡部議員の質疑にお答えします。

平成16年8月1日に久万町、面河村、美川村、柳谷村の1町3村が合併しまして、新しく人口1万2,000人の久万高原町が誕生したところでございましたが、令和6年8月1日に、誕生から20年を迎えるというところでございます。

この節目となる機会を捉えまして、豊かで美しい自然と、本町が積み重ねてきた歴史や、先人たちの功績を見つめ直し、我がまち久万高原への、誇りと愛着をさらに深める機会とするとともに、町民一体感の醸成と、活力ある久万高原町を町外にアピールするために、久万高原町誕生20周年記念行事を実施するというところでございます。

以上でございます。

議 長

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

今回の記念行事を計画するに当たりまして、合併前の各地域の方々に、合併して生活がどのように変わったのか、よくなったこと、悪くなったことなど、そういった声をアンケートなどで聞いていただいて、地域課題を解消していく節目の記念行事としていただきたいと思います。

そういった方向性を、ぜひ期待をしたいと思います。

続いて、保健福祉の方の児童手当の制度改正に関するシステム改修業務委託料、ここをお聞きしたいと思います。

今回の制度改正は、26年度から、こども誰でも通園制度、それから児童手当の拡充、それからひとり親世帯向けの児童扶養手当拡充、それから妊婦のための支援給付、25年度からの恒久制度などの制度拡充となっておりますけれども、内容の主なポイントを、概要をまとめてお聞きをしたいと思います。

議 長

(中川保健福祉課長を指名)

中川課長

岡部議員の質疑にお答えします。

まず、はじめに、２０２６年度からのこども誰でも通園制度ですけれども、こちらにつきましては、新たな給付制度（仮称）ということで、先ほど言いましたが、こども誰でも通園制度が創設されることになっております。

これは親の就労に関係なく、子供を預けられることができるようになるということです。この制度の対象となるのは、生後６カ月から満３歳未満の子供で、子供１人につき月、一定時間までの利用可能枠の中で、通園が可能となる仕組みを想定しているということです。

続きまして、児童手当の拡充ですが、これは、まずはじめに、所得制限を撤廃し、現在ゼロ歳から中学生までの支援を高校生年代まで延長するものです。

また、第３子以降は１回３万円に増額し、支払い月を年３回から、偶数月の年６回とするものです。

そして、児童扶養手当の拡充ですが、これは児童扶養手当を、今年１１月から所得限度額を引き上げるとともに、子供が３人以上いる多子世帯の加算を増額するといったものでございます。

最後になりますけれども、妊婦のための支援給付ですが、これは２０２５年度から子ども・子育て支援法上の新たな給付として、妊婦支援を目的に、仮称にはなりますが、妊婦のための支援給付を創設するものでございます。現在、既に実施している出産子育て応援給付金と伴走型相談支援を制度化、子ども支援法で位置づけたもので、妊婦期から切れ目のない支援を目的に、相談支援と経済的支援を組み合わせるものでございます。

以上です。

議 長 （岡部史夫議員を指名）

岡部議員 今回の児童手当の拡充というのは、ある意味、画期的なところがあるかと思いますが、支給期間が高校生年代まで延長となり、第３子の額も拡大されるということですが、第１子が高校を卒業した場合、第１子がいる場合の第３子の扱いはどういうふうになるのでしょうか。

議 長 （中川保健福祉課長を指名）

中川課長	岡部議員の質疑にお答えいたします。 第1子が高校を卒業した場合、当然、第1子に児童手当は支給されませんが、第3子は多子加算となるため、第1子が大学を卒業するまでは、1回3万円が支給されます。大学を卒業した後は、支給額が第3子には1万円となるものでございます。 以上です。
議 長	岡部議員の本件に関する質疑は既に3回を超えていますが、会議規則第55条ただし書の規定によって、特に発言を許します。 （岡部史夫議員を指名）
岡部議員	今の説明で分かりづらかったんですけれども、第1子が22歳の年度末まで可能となっていると認識しておりますが、それで間違いないのかどうか。そして、その支給要件についてもお伺いします。
議 長	（中川保健福祉課長を指名）
中川課長	岡部議員の質疑にお答えします。 第3子の支給につきましては、第1子の年齢が基本になります。第1子が大学を卒業する22歳までは、第3子には1回3万円が支給されることになっております。 なお、対象なんですけれども、生計を別にして自立している場合などにつきましては、対象にならないといったこともございます。 以上です。
議 長	（岡部史夫議員を指名）
岡部議員	今の説明で、例えば高校卒業して大学へ入ったといったところで、生計を一

にしている第1子がいらっしゃって、その方が所得があるといった場合、こういった場合も、働いていても第1子とみなして、そのときに第3子は3万円が認められるということによろしいんですか。

議 長 (中川保健福祉課長を指名)

中川課長 岡部議員の質疑にお答えします。

あくまでも本人さん、第1子の方が自立している場合につきましては、当然、児童手当は支給されないというふうに認識しております。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第61号は、所管の常任委員会に付託の上、審査することにしたと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

議 長 日程第9、議案第62号「令和6年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(沖中病院事業等統括事務長を指名)

沖中事務長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。
これから質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
議案第62号は、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした
と思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第62号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決
定しました。

議 長 日程第10、議案第63号「令和6年度久万高原町訪問看護事業特別会計補
正予算（第1号）」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(沖中病院事業等統括事務長を指名)

沖中事務長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。

		質疑される方はございませんか。 (なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 お諮りします。 議案第 6 3 号は、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした いと思いますが、これに御異議ございませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、議案第 6 3 号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決 定しました。
議	長	日程第 1 1、議案第 6 4 号「令和 6 年度久万高原町凶荒予備事業特別会計補 正予算（第 1 号）」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 (小野林業戦略課長を指名)
小野課長		議案に基づき説明
議	長	提案理由の説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑される方はございませんか。 (なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第 6 4 号は、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 4 号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

議 長 日程第 1 2、議案第 6 5 号「令和 6 年度久万高原町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(猪上建設課長を指名)

猪上課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第 6 5 号は、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第 6 5 号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。
議 長	日程第 1 3、議案第 6 6 号「令和 6 年度久万高原町下水道事業会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 （猪上建設課長を指名）
猪上課長	議案に基づき説明
議 長	提案理由の説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑される方はございませんか。 （なしの声）
議 長	質疑なしと認めます。 お諮りします。 議案第 6 6 号は、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。 （異議なしの声）
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第 6 6 号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

議 長	日程第 1 4、議案第 6 7 号「久万高原町過疎地域持続的発展計画の変更について」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 (西村総務課長を指名)
西村課長	議案に基づき説明
議 長	提案理由の説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑される方はございませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。 討論される方はございませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。 これより採決します。 お諮りします。 議案第 6 7 号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第 6 7 号「久万高原町過疎地域持続的発展計画の変更について」は、原案のとおり可決しました。

議長 日程第15、議案第68号「久万高原町辺地総合整備計画の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(西村総務課長を指名)

西村課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 重要変更ということですが、この重要変更は何%以上が重要変更になるのかをお聞きすると、この姫鶴橋のPCBの対策工事、事業費の追加とございますが、重要変更であれば、結構な金額になります。これは設計、あるいは工事施工、どちらの段階で見つかったのか、お聞きしたいと思います。

議長 (西村総務課長を指名)

西村課長 岡部議員の質疑にお答えします。

重要変更のパーセントについては、今、資料がございませんので分かりかねるところでございます。

また、今回の変更の部分ですが、林道平サコ線姫鶴橋PCB対策工事につきましては、環境省、国の指示によりまして、PCBが含まれているであろうと思われる橋梁の点検を行った際に、橋梁の塗料にPCBが含まれることが判明した状況でございます。

林道施設の適正管理及び環境被害の未然防止を図るために、林道施設の塗膜

に含有される有害物質でありますP C Bの適切な処理を行うための、今回は、事業の変更というところでございます。

以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 設計の段階で、国の調査指示、そういったことでやったのか、それとも工事の施工中なのか、そのどちらかの答弁についても、お答えをいただきたいと思っています。

議 長 (西村総務課長を指名)

西村課長 今回の事業は、先ほども申し上げましたが、国の指示によりまして、橋梁の塗膜の調査を行ったというところがございます。

それに基づきまして、低濃度P C Bが、この姫鶴橋には含まれているというところで、今回、塗膜をはがす工事を、新たに行うということでの重要変更というところでございます。

以上です。

議 長 質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第６８号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第６８号「久万高原町辺地総合整備計画の変更について」
は、原案のとおり可決しました。

議 長 日程第１６、議案第６９号「動産の取得について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(西村総務課長を指名)

西村課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第 6 9 号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 9 号「動産の取得について」は、原案のとおり可決しました。

議 長 日程第 1 7、議案第 7 0 号「久万高原町固定資産評価委員の選任について」を議題とします。

理事者の説明を求めます。

(河野町長を指名)

町 長 議案第 7 0 号でございます。

「久万高原町固定資産評価委員の選任について」

下記の者を本町固定資産評価員に選任したいから、地方税法第 4 0 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 6 月 1 1 日提出 久万高原町長。

住所は、久万高原町若山 1 8 1 番地

氏名、菅 和幸

生年月日は、昭和 4 1 年 8 月 2 7 日

提案理由ですが、本年 4 月の人事異動に伴い、新たに着任しました住民課長を、地方税法第 4 0 4 条第 2 項の規定により、本町の固定資産評価委員に選任することについて、議会の同意を求めるものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

議 長 理事者の説明が終わりました。

		これより、質疑される方はございませんか。
		(なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。 討論される方はありませんか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。 これより採決します。 お諮りします。 議案第 70 号は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、議案第 70 号「久万高原町固定資産評価員の任命について」は、理事者提案のとおり同意することに決定しました。
議	長	日程第 18、報告第 3 号「令和 5 年度久万高原町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。 提出者の報告を求めます。 (西村総務課長を指名)
西村課長		計算書に基づき報告
議	長	提出者の報告が終わりました。

	これより質疑を行います。 質疑される方はございませんか。
議 長	(岡部史夫議員を指名)
岡部議員	概要の説明をいただきましたが、繰越の額が結構多い予算、事業名が見られます。この理由をお聞きしたいと思います。 特に、3つだけお聞きします。 戸籍システム改修の繰越、それから簡易水道の地方債分繰越の事業、それから林業土木の繰越、これ2件ありますが、この3点についてお伺いをします。
議 長	(西村総務課長を指名)
西村課長	岡部議員の質疑にお答えします。 まず1点目の、戸籍システムの改修に係る繰越でございます。こちらにつきましては、マイナンバーカードの氏名のローマ字表記等の実現を図るため、戸籍情報システム、住民基本台帳システム、それと戸籍附票システムの改修を行うこととしておりますが、機能の追加等で、国からの詳細な仕様書の提示が遅れたことによりまして、年度内の完了が見込めなくなったため、繰り越しをしたものでございます。 2つ目の簡水の地方債分繰越の関係でございますが、こちらの事業につきましては、槻ノ沢地区送配水施設新築工事について、資材の調達に不測の日数を要し、年度内の完成が見込めなかったため、繰越しをしたものでございます。 あと、林業土木の繰越の関係でございます。こちらにつきましては、豪雨災害や積雪等に伴いまして、工事の進捗確保や、着手に至らなかった点が主な理由となっております。 以上でございます。
議 長	質疑ありませんか。

	(なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 以上で、報告第 3 号を終わります。
議 長	日程第 1 9、報告第 4 号「令和 5 年度久万高原町一般会計事故繰越し繰越計算書について」を議題とします。 提出者の報告を求めます。 (西村総務課長を指名)
西村課長	計算書に基づき報告
議 長	提出者の報告は終わりました。 これより質疑を行います。 質疑される方はございませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 以上で、報告第 4 号を終わります。
議 長	日程第 2 0、報告第 5 号「令和 5 年度久万高原町簡易水道事業会計予算繰越計算書について」を議題とします。 提案者の報告を求めます。 (猪上建設課長を指名)
猪上課長	計算書に基づき報告

議	長	提出者の報告が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑される方はございませんか。 (なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 以上で、報告第５号を終わります。
議	長	日程第２１、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。 お諮りします。 議会運営委員長から、久万高原町議会会議規則第７５条の規定により、別紙のとおり本会議の会期日程等議会運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありましたので了承したいと思います。御異議ございませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」は承認することに決定しました。
議	長	本定例会の付託議案について、各委員会は会期中に審査し、６月２１日の本会議で委員長報告をお願いします。 お諮りします。 本日の会議はこれにて散会したいと思います。御異議ございませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。

したがって、本日の会議はこれにて散会することに決定しました。

本日は、これで散会します。

(午前 11 時 47 分)

なお、6 月 13 日は、午前 9 時 30 分から、総務文教厚生常任委員会、終了後に産業建設常任委員会を、町民館 2 階議員控室で開催し、付託議案の審査をお願いします。

また、6 月 21 日は、午後 1 時 30 分から開会いたします。

事 務 局

(終 礼)

会議の経過を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署名議員

署名議員